

(2) 都市計画道路の整備状況

① 放射9号線(中山道・白山通り)の整備

放射9号線は、千代田区大手町一丁目を起点とし、板橋区舟渡町三丁目を終点とする、総延長14,850m(区内1,946m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付で都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

区内の整備状況は、巣鴨駅南側から地蔵通りとの交差点付近までの区間と、都電荒川線新庚申塚駅から西巣鴨交差点付近までの区間が完成しており、残りの区間については現在事業を進めています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-10 放射9号線の整備計画等の概要

	①西巣鴨三・四丁目 (明治通り～折戸通り)	②巣鴨四・五丁目(折戸通り～中央卸売市場手前)	③巣鴨二・五丁目(中央卸売市場手前～とげぬき地蔵入口)
事業承認	昭和63年6月30日 建設省告示第1478号	平成7年11月29日 建設省告示第1874号	平成11年3月12日 建設省告示第434号
延長	400m	485m	465m
幅員		40m	
事業期間	昭和63年6月30日～ 平成18年3月31日	平成7年11月29日～ 平成28年3月31日	平成11年3月12日～ 平成32年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)		
経緯	昭和53年：現況測量実施 昭和54年11月：地元説明会 昭和61年11月：首都高速道路王子線が事業承認され整備の機運が高まる 昭和62年10月：再度地元説明会 平成3年1月：建築基準法第42条第1項第4号の指定	平成7年7月：用地測量説明会 平成7年12月：用地説明会 平成12年6月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成14年3月：事業計画変更(延伸:H14.3.31→H19.3.31) 平成19年3月：事業計画変更(延伸:H19.3.31→H22.3.31) 平成22年3月：事業計画変更(延伸:H22.3.31→H25.3.31) 平成25年3月：事業計画変更(延伸:H25.3.31→H27.3.31) 平成27年3月：事業計画変更(延伸:H27.3.31→H28.3.31)	平成10年8月：用地測量説明会 平成11年6月：用地説明会 平成17年3月：事業計画変更(延伸:H17.3.31→H22.3.31) 平成18年2月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成22年3月：事業計画変更(延伸:H22.3.31→H26.3.31) 平成26年3月：事業計画変更(延伸:H26.3.31→H32.3.31)

図表 2-2-11 放射9号線平面図



② 環状4号線の整備

環状4号線は、港区高輪三丁目を起点とし、江東区新砂三丁目を終点とする、延長28,770m(区内154m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付けで都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

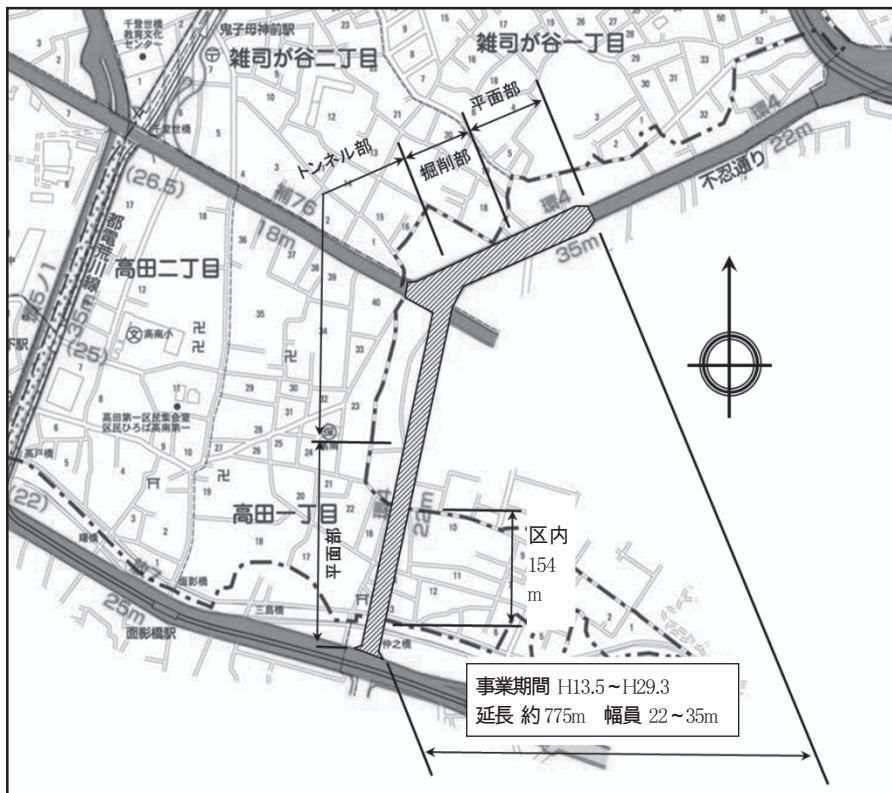
現在、新目白通りの交差点(新宿区内)から、日本女子大学付近(文京区内)までの区間(区内154m)で事業を進めています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-12 環状 4 号線の整備計画等の概要

	新宿区西早稲田三丁目～文京区目白台二丁目 (区内：高田一丁目)
事業認可	平成13年5月31日 関東地方整備局告示第236号
延長	775m(区内：154m)
幅員	22～35m
事業期間	平成13年5月31日～平成29年3月31日
施行者	東京都(第六建設事務所)
経緯	平成7年度：環境調査 平成8年度：現況測量(地元説明会：平成8年12月3・5日) 平成9年度：用地測量(地元説明会：平成9年8月8日) 平成13年8月：用地説明会 平成16年3月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成23年3月：事業計画変更(延伸H23.3.31→H29.3.31)

図表 2-2-13 環状 4 号線平面図



③ 環状5の1号線の整備

環状5の1号線は、渋谷区恵比寿二丁目を起点とし、北区滝野川二丁目を終点とする、延長13,920m(区内3,769m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付けで都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

区内では、六ツ又交差点からグリーン大通りの交差点までの区間と、西巢鴨交差点より王子方面の区間が完成し、これ以外の区間は未完成ですが、現在事業を進めている区間があります。

事業の概要と経緯は次のとおりです。なお、事業中の区間は、平成23年4月の都市計画変更を経て、都電荒川線学習院下電停付近から東池袋交差点までの区間(約1.4km)を地上2車線の平面構造、地下2車線の掘割及びトンネル構造で整備する計画になっています。また、同年10月に事業認可(変更)を受け、地下道路整備に事業着手しています。現在の地上部の道路は地下道路工事完成まで暫定道路として開通しています。

図表2-2-14 環状5の1号線の整備計画等の概要

	高田三丁目～南池袋二丁目 ^(豊島区雑司が谷)
事業認可	平成10年7月10日 建設省告示第1439号
延長	1400m
幅員	30～40m
事業期間	平成10年7月10日～平成32年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)
経緯	平成3年6月：第二次事業化計画路線に位置づけられる 平成6年度：交通処理主体の調査 平成7年度：地質や環境影響等の調査を実施 平成8年5月：現況測量(地元説明会)実施 平成9年8月：用地測量(地元説明会)実施 平成10年7月：用地説明会の開催 平成13年2月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成15年10月：事業計画変更(延伸H17.3.31→H20.3.31) 平成19年3月：事業計画変更(延伸H20.3.31→H23.3.31) 平成23年3月：事業計画変更(延伸H23.3.31→H24.3.31) 同年4月：都市計画変更 同年8月：用地測量説明会の開催 同年10月：事業認可(変更)(延伸H24.3.31→H32.3.31)

図表 2-2-15 環状 5 の 1 号線平面図(高田三丁目～南池袋二丁目)



④ 環状6号線の整備

環状6号線は、品川区東品川二丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする、延長 20,050m(区内 1,788m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付けで都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

区内では、補助172号線との交差部から南側と、これより北側とに分けて事業認可されており、東京都から首都高速道路公団が委託を受け、首都高速道路中央環状新宿線の関連事業として同時施行しています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。なお、整備は中央環状新宿線の開通(平成19年12月)の後に工事を着手し、豊島区管内は平成24年3月に供用開始しています。

図表 2-2-16 環状6号線の整備計画等の概要

	①南長崎一丁目～西池袋四丁目 (補助172号線以南)	②長崎一丁目～西池袋五丁目 (補助172号線以北)
事業認可	平成3年3月8日 建設省告示第486号	平成6年3月10日 建設省告示第640号
事業区間	渋谷区松涛二丁目～豊島区長崎一丁目 (区内:南長崎一丁目～西池袋四丁目)	長崎一丁目～西池袋五丁目
延長	8,200m(区内:約720m)	約580m
幅員	40m	
事業期間	平成3年3月8日～平成27年3月31日	平成6年3月10日～平成23年3月31日
施行者	東京都	
経緯	平成10年1月:建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成10年7月:椎名町橋南側交通機能確保のため、特別区道として認定 平成14年2月:事業計画変更 (延伸H16.3.31→H19.3.31) 平成19年3月:事業計画変更 (延伸H19.3.31→H24.3.31) 平成24年3月:事業計画変更 (延伸H24.3.31→H26.3.31)	平成10年1月:建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成12年3月:事業計画変更 (延伸H12.3.31→H19.3.31) 平成19年3月:事業計画変更 (延伸H19.3.31→H23.3.31)

図表 2-2-17 環状6号線平面図



⑤ 補助 26 号線の整備

補助 26 号線は、品川区東大井一丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする延長が 22,350m(区内 1,377m)の都市計画道路で、昭和 21 年 4 月 25 日付で都市計画決定されています(戦災復興院告示第 15 号)。

区内では、南長崎六丁目地内の補助 229 号線との交差部以南と、長崎六丁目地内の補助 172 号線との交差部から千早四丁目南部までの区間は完成しており、現在、千早四丁目から要町三丁目の区間及び南長崎六丁目から長崎五丁目の区間について事業が実施されています。

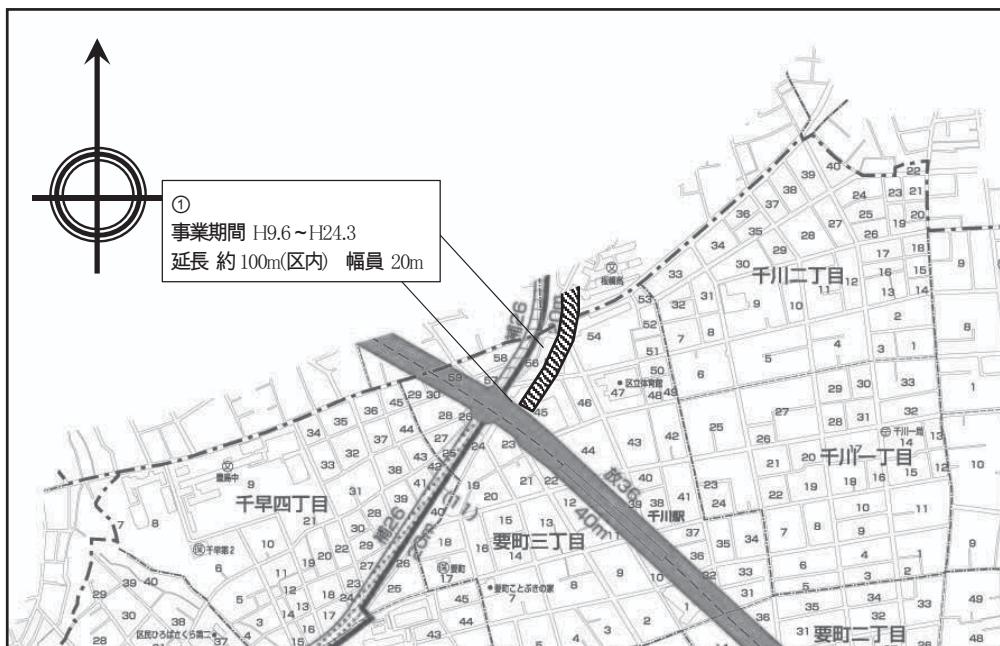
当該区間は、平成 27 年度までを目途に着手または完成すべき路線として「第三次事業化計画路線」に位置づけられていたのに加え、平成 24 年 1 月に東京都が策定した「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」実施方針の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、平成 32 年度までの完成を目指す「特定整備路線」にも選定されています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-18 補助 26 号線の整備計画等の概要

	①豊島区要町三丁目～板橋区大山西町 (区内:要町三丁目)	②豊島区千早四丁目～要町三丁目	③豊島区南長崎六丁目～長崎五丁目
事業認可	平成9年6月26日 建設省告示第1376号	平成25年10月28日 関東地方整備局告示第438号	平成26年3月24日 関東地方整備局告示第93号
延長	995m(区内:約100m)	460m	320m
幅員	20m	20m	20m
事業期間	平成9年6月26日～平成24年3月31日	平成25年10月28日～平成32年3月31日	平成26年3月24日～平成32年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)	東京都(第四建設事務所)	東京都(第四建設事務所)
経緯	平成7年度:現況測量(地元説明会:7月)開催 平成8年度:用地測量(地元説明会:7月)実施 平成9年8月:用地説明会の開催 平成16年3月:事業計画変更(延伸H16.3.31→H21.3.31) 平成18年7月:建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成21年3月:事業計画変更(延伸H21.3.31→H24.3.31)	平成24年6月:特定整備路線候補区間の選定 平成24年11月:事業及び測量説明会 平成24～25年度:現況測量・用地測量 平成25年4月:特定整備路線の指定 平成25年10月:事業認可 平成26年1月:用地説明会	平成24年6月:特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月:特定整備路線の指定 平成25年10月:事業及び測量説明会 平成25年度:現況測量・用地測量 平成26年3月:事業認可 平成26年7月:用地説明会

図表 2-2-19 補助 26 号線平面図





⑥ 補助 81 号線

補助 81 号線は、豊島区南池袋二丁目を起点とし、北区西ヶ原一丁目（旧古川庭園付近）を終点とする、延長 3,520m（区内 3,240m）の都市計画道路で、昭和 21 年 4 月 25 日付けで都市計画決定されています（戦災復興院告示第 15 号）。

区内の整備状況としては、春日通りから癌研通りまでの区間が完成しており、現在、南池袋四丁目から東池袋五丁目の区間で事業を実施しているほか、平成24年1月に東京都が策定した「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、平成32年度まで

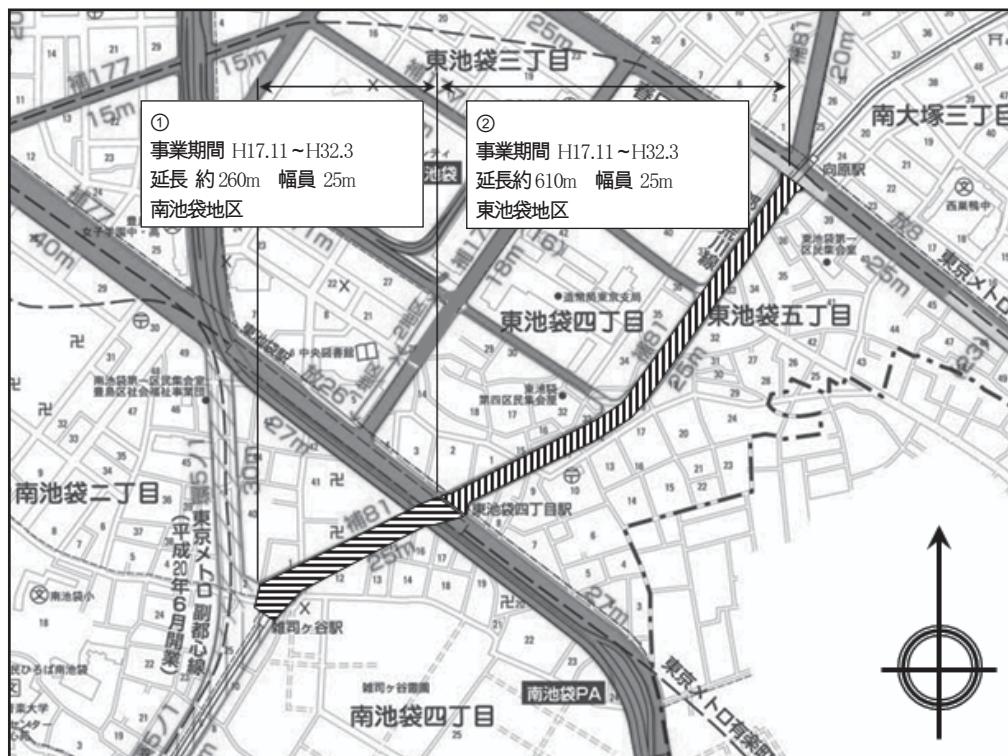
の完成を目指す「特定整備路線」に選定された区間（放射 9 号線と補助 181 号線の区間）は平成 27 年 2 月 24 日に事業認可を取得し、事業着手しました。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-20 補助 81 号線の整備計画等の概要

	①南池袋地区	②東池袋地区	③巣鴨・駒込地区
事業認可	平成17年11月16日 関東地方整備局告示第485号	平成17年11月16日 関東地方整備局告示第486号	平成27年2月24日 関東地方整備局告示第70号
事業区間	南池袋二丁目～南池袋四丁目	東池袋四丁目～東池袋五丁目	豊島区巣鴨五丁目～北区西ヶ原三丁目
延長	260m	610m	930m(区内:900m)
幅員	25m	25m	20m
事業期間	平成17年11月16日～平成32年3月31日	平成17年11月16日～平成32年3月31日	平成27年2月24日～平成33年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)	東京都(再開発事務所)	東京都(第四建設事務所)
経緯	平成16年7月：用地測量説明会 平成18年1月：用地説明会 平成22年3月：事業計画変更 (延伸:H23.3.31→H27.3.31) 平成24年6月：特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月：特定整備路線の指定 平成27年3月：事業計画変更 (延伸:H27.3.31→32.3.31)	平成16年10月：現況測量説明会 平成17年5月：用地測量説明会 平成17年11月：用地説明会 平成17年12月：事業認可全体報告会 平成23年3月：事業計画変更 (延伸:H24.3.31→H28.3.31) 平成27年3月：事業計画変更 (延伸:H28.3.31→H32.3.31)	平成24年6月：特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月：特定整備路線の指定 平成25年11月：事業及び測量説明会 平成27年2月：事業認可 平成27年3月：用地説明会

図表 2-2-21 補助 81 号線平面図





⑦ 補助 172 号線の整備

補助 172 号線は、豊島区南池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする、延長 9,110m (区内 3,267m) の都市計画道路で、昭和 39 年 2 月 7 日付で都市計画決定されています (建設省告示第 148 号)。

区内では、補助 73 号線と環状 6 号線の区間について、西池袋二丁目 (補助 73 号線) から西池袋三丁目の区間 [I 期] と、西池袋三丁目地内から西池袋四丁目 (環状 6 号線) の区間 [II 期] とに分けて事業を実施し、平成 23 年 3 月 20 日に交通解放しています。また、平成 24 年 1 月に東京都が策定した「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」実施方針の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、平成 32 年度までの完成を目指す「特定整備路線」に選定された区間 (環状 6 号線と補助 26 号線の区間) は平成 27 年 1 月 6 日に事業認可されています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-22 補助 172 号線の整備計画等の概要

	①西池袋二丁目～西池袋三丁目	②西池袋三丁目～西池袋四丁目	③長崎地区
事業認可	平成6年7月25日 建設省告示第1690号	平成8年8月22日 建設省告示第1750号	平成27年1月6日 関東地方整備局告示第6号
延長	505m	375m	1,620m
幅員	20m		16m
事業期間	平成6年7月25日～平成24年3月31日	平成8年3月22日～平成23年3月31日	平成27年1月6日～平成33年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)		東京都(第四建設事務所)
経緯	平成4年6月：事業概要及び現況測量の説明会 平成5年7月：用地測量説明会 平成5年9月：用地説明会 平成6年8月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成18年3月：事業計画変更 (延伸：H18.3.31→H21.3.31) 平成21年3月：事業計画変更 (延伸：H21.3.31→H24.3.31)	平成4年6月：事業概要及び現況測量の説明会 平成5年7月：用地測量説明会 平成8年7月：用地説明会 平成11年7月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成14年3月：事業計画変更 (延伸：H14.3.31→H19.3.31) 平成19年3月：事業計画変更 (延伸：H19.3.31→H22.3.31) 平成22年3月：事業計画変更 (延伸：H22.3.31→H23.3.31)	平成24年6月：特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月：特定整備路線の指定 平成25年10月：事業及び測量説明会 平成27年1月：事業認可 平成27年2～3月：用地説明会

图表 2-2-23 補助 172 号線平面図



(8) 補助 173 号線の整備

補助 173 号線は、豊島区西池袋一丁目を起点とし、板橋区南町を終点とする、延長 1,210m(区内 1,185m)の都市計画道路で、昭和39年2月7日付けで都市計画決定されています(建設省告示第148号)。

板橋区境までの区間については、平成13年3月に本区が事業認可を取得し事業を推進していますが、板橋区内については、板橋区が別途事業認可を取得して事業を実施していくこととしています。

また、事業を進めていくため、平成10年2月に、補助 173 号線と沿道地域の街づくりについて説明会を開催しました。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-24 補助 173 号線の整備計画等の概要

	池袋二丁目～池袋三丁目
事業認可	平成13年3月6日 東京都告示第208号
延長	約505m
幅員	18m
事業期間	平成13年3月6日～平成30年3月31日
施行者	豊島区
経緯	平成10年度：現況測量(地元説明会：7月、10月) 平成11・12年度：用地測量(地元説明会：11年7月、12年4月) 平成13年4月：用地説明会の開催 平成13年11月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約90m区間) 平成14年11月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約250m区間) 平成15年12月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約50m区間) 平成17年2月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約115m区間) 平成19年3月：事業計画変更(延伸H19.3.31→H21.3.31) 平成21年3月：事業計画変更(延伸H21.3.31→H24.3.31) 平成24年3月：事業計画変更(延伸H24.3.31→H27.3.31) 平成27年3月：事業計画変更(延伸H27.3.31→H30.3.31)

図表 2-2-25 補助 173 号線平面図



⑨ 補助 175 号線の整備

補助 175 号線は、豊島区東池袋四丁目を起点とし、東池袋三丁目を終点とする、延長 590m の都市計画道路で、昭和 39 年 2 月 7 日付で都市計画決定されています(建設省告示第 148 号)。

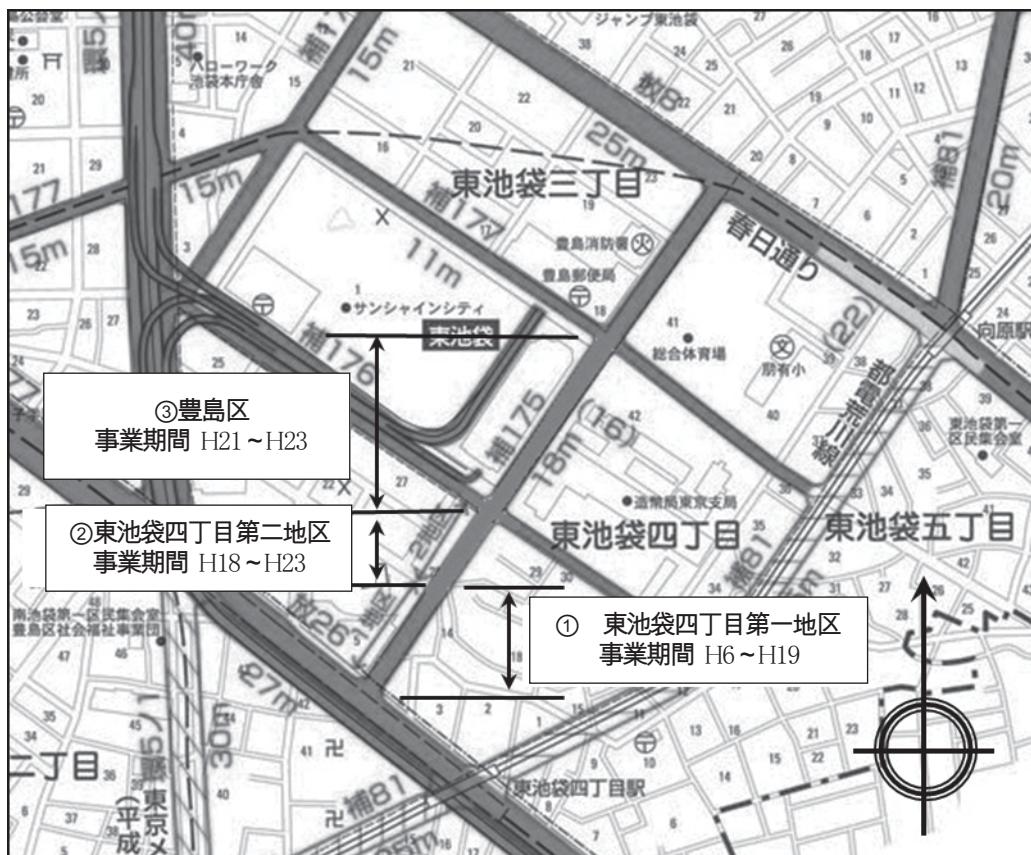
整備経緯としては、市街地再開発事業の中で、放射 26 号線(特例都道 435 号線：音羽池袋線)側からサンシャインシティ南東の交差点までの区間を整備しました。東池袋四丁目の起点側から 110m の区間は、組合施行による東池袋四丁目市街地再開発事業の中で、平成 19 年 1 月 11 日に事業が完了し、その北側部分において、独立行政法人都市再生機構の施行による東池袋四丁目第 2 地区第一種市街地再開発事業として、平成 23 年 3 月 25 日に整備が完了しています。また、サンシャインシティと造幣局との間の区間は、平成 21 年 10 月 15 日に本区が事業認可を取得して事業を実施し、平成 23 年 5 月完了に伴い供用開始をしています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-26 補助 175 号線の整備計画等の概要

	①東池袋四丁目 市街地再開発事業	②東池袋四丁目第2地区 第一種市街地再開発事業	③東京都市計画道路事業
事業認可	平成6年11月29日 東京都告示1330号	平成18年1月10日 国土交通省告示第1号	平成21年10月15日 東京都告示第1405号
延長	110m	90m	190m
幅員	18m		
事業期間	平成6年11月29日～ 平成19年1月11日	平成18年1月10日～ 平成23年3月31日	平成21年10月15日～ 平成23年8月31日
施行者	東池袋四丁目地区 市街地再開発組合	独立行政法人都市再生機構	豊島区
経緯	平成5年8月： 東池袋四丁目市街地再開発 事業関連都市計画 告示 ・東池袋四丁目地区第一種市街地再 開発事業 ・高度利用地区 ・東池袋四丁目地区再開発計画 ・都市計画道路175号線の変更 平成6年11月： 東池袋四丁目地区市街地再開発 組合認可 平成19年1月： ・東池袋四丁目地区市街地再開発組 合「定款及び事業計画変更」につい て東京都知事認可 ・東池袋四丁目地区市街地再開発事 業建築工事完了 平成20年1月： ・東池袋四丁目地区市街地再開発事 業完了(組合解散)	平成16年5月： 「東池袋四丁目第二地区第一種市街 地再開発事業」都市計画決定 平成18年1月： 「東池袋四丁目第二地区第一種市街 地再開発事業」事業計画認可 平成20年8月： 「東池袋四丁目第二地区第一種市街 地再開発事業」事業計画変更認可 平成23年3月：事業完了	昭和39年2月： 建設省告示第148号都市計画決定 昭和56年2月： 東京都告示第112号都市計画変更 (起点・延長の変更) 平成5年8月： 東京都告示第914号都市計画変更 (一部線形の変更) 平成21年10月： 東京都告示第1405号事業認可 平成23年5月：事業完了

図表 2-2-27 補助 175 号線平面図



⑩ 補助 176 号線の整備

補助 176 号線は、豊島区東池袋四丁目地内に起点及び終点を有する、延長 570m の都市計画道路で、昭和 39 年 2 月 7 日付けで都市計画決定されています(建設省告示第 148 号)。

整備状況としては、サンシャインシティ及び造幣局の区間が完成しており、現在、区内では残る区間の30mを、東京都が施行中の補助81号線(東池袋地区)の事業と整合を図りながら実施しています。事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-28 補助 176 号線の整備計画等の概要

	豊島区東池袋四丁目地内
事業認可	平成19年11月16日 東京都告示第1466号
延長	30m
幅員	11m
事業期間	平成19年11月16日～平成28年3月31日
施行者	豊島区
経緯	平成18年度：用地測量(地元説明会：1月)実施 平成19年11月：事業認可 平成24年3月：事業計画変更(延伸H24.3.31.→H28.3.31.)

図表 2-2-29 補助 176 号線平面図



⑪補助 73 号線の整備

補助 73 号線は、新宿区西新宿七丁目を起点とし、北区赤羽台三丁目を終点とする、延長約 10,740 メートル（区内約 2,887 メートル）の都市計画道路で、昭和 21 年 4 月 25 日付けで都市計画決定されています（戦災復興院告示第 15 号）。

区内では、戦後の戦災復興による土地区画整理事業によって、補助 172 号線（勤労福祉会館）から放射 8 号線（川越街道）までの区間が完成しており、補助 172 号線（勤労福祉会館）より以南は未着手となっています。

放射 8 号線（川越街道）以北（豊島区池袋四丁目～板橋区板橋一丁目までの区間）については、平成 24 年 1 月に東京都が策定した「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」実施方針の中で、防災上効果の高い都市計画道路として「特定整備路線」に選定し、平成 32 年度までの完成目標に整備を進めています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-30 補助 73 号線の整備計画等の概要

	池袋本町地区
事業認可	平成27年1月6日 関東地方整備局告示第2号
延長	1,070m(区内:約820m)
幅員	18.5～26m
事業期間	平成27年1月6日～平成33年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)
経緯	平成24年6月:特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月:特定整備路線の指定 平成25年7月:事業及び測量説明会 平成26年6月:道路整備に関する説明会 平成27年1月:事業認可

図表 2-2-31 補助 73 号線平面図



⑪補助 82 号線の整備

補助 82 号線は、豊島区北大塚二丁目を起点とし、板橋区大山金井町を終点とする、延長約 2,550 メートル（区内約 2,417 メートル）の都市計画道路で、昭和 21 年 4 月 25 日付けで都市計画決定されています（戦災復興院告示第 15 号）。

区内では、戦後の戦災復興による土地区画整理事業によって、JR 大塚駅北口付近から上池袋三丁目までの区間が完成しています。

未着手区間であった豊島区上池袋三丁目から板橋区大山金井町までの区間について、平成 24 年 1 月に東京都が策定した「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」実施方針の中で、防災上効果の高い都市計画道路として「特定整備路線」に選定し、平成 32 年度までの完成を目標に整備を進めています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-32 補助 82 号線の整備計画等の概要

	①上池袋地区	②池袋本町地区
事業認可	平成27年1月6日 関東地方整備局告示第3号	平成27年1月6日 関東地方整備局告示第4号
延長	640m	490m(区内:約360m)
幅員	15~24m	15m
事業期間	平成27年1月6日～平成33年3月31日	平成27年1月6日～平成33年3月31日
施行者	東京都(第四建設事務所)	
経緯	平成24年6月:特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月:特定整備路線の指定 平成25年7月:事業及び測量説明会 平成26年6月:道路整備に関する説明会 平成27年1月:事業認可 平成27年3月:用地説明会	

図表 2-2-33 補助 82 号線平面図



3. 都市高速道路の整備

都市高速道路は、構造上一般道路と分離された自動車専用道路で、都心、副都心を含む中心市街地における大量の自動車交通需要に対して、一般の幹線道路網を補完するものです。首都高速道路は、その代表例で、都市内の交通の円滑化を図り、中心市街地における都市活動を支援しています。

東京の都市高速道路は、昭和 34 年から整備が進められ、平成 25 年 4 月 1 日現在、都市計画決定されている 19 路線 3 分岐線(延長約 226km)のうち、延長約 196km が、既に完成して供用されています。

豊島区内で行われていた 3 路線についての事業の概要については次のとおりです。

(1) 5 号線

5 号線は、板橋区新河岸三丁目を起点とし、千代田区一ツ橋を終点とする都市高速道路で、昭和 34 年 8 月 18 日付で都市計画決定され(建設省告示第 1533 号)、延長は 18.5km です。

区内の部分は、昭和 36 年度からの第一期と、昭和 43 年度からの第二期とに分けて着工されており、第一期にあたる護国寺～池袋四丁目は昭和 44 年 12 月 19 日に、第二期にあたる池袋四丁目～板橋区高島平は昭和 52 年 8 月 19 日に、それぞれ供用開始されています。また、この間に、昭和 41 年 1 月には東池袋ランプの追加のために、昭和 43 年 9 月には高松ランプの追加のために、都市計画変更されています。

現在、中央環状新宿線接線に伴う高松出口の撤去が完了し、環状 6 号線の整備を行っています。

(2) 王子線

王子線は、板橋区板橋二丁目を起点とし、足立区江北二丁目を終点とする、延長が約 6.2km(区内約 0.1km)の都市高速道路で、昭和 61 年 3 月 17 日付で都市計画決定され、事業を進めていましたが、平成 14 年 12 月 9 日に首都高速板橋足立線として区域決定し、平成 14 年 12 月 25 日に首都高速中央環状王子線として開通しました。

連絡施設部分(王子南出入口)は、平成 27 年 3 月 29 日に開通しました。

① 本線事業概要

ア. 事業承認 昭和 61 年 11 月 4 日(建設省告示第 1749 号)

イ. 延長 : 約 6.2km ウ. 幅員 : 18.4m エ. 車線数 : 往復 4 車線 オ. 設計速度 : 60km/h

カ. 事業期間 昭和 61 年 11 月 4 日～平成 28 年 3 月 31 日

キ. 経緯

昭和 59 年 6 月 18 日 都市計画案・環境影響評価書案の公告・縦覧

昭和 60 年 11 月 1 日 東京都環境影響評価審議会答申

昭和 61 年 3 月 17 日 都市計画決定(東京都告示第 271 号)

昭和 61 年 7 月 9 日 都道路線認定(東京都告示第 704 号)、

自動車専用道路の指定(東京都告示第 705 号)

昭和 61 年 11 月 4 日 都市計画事業承認

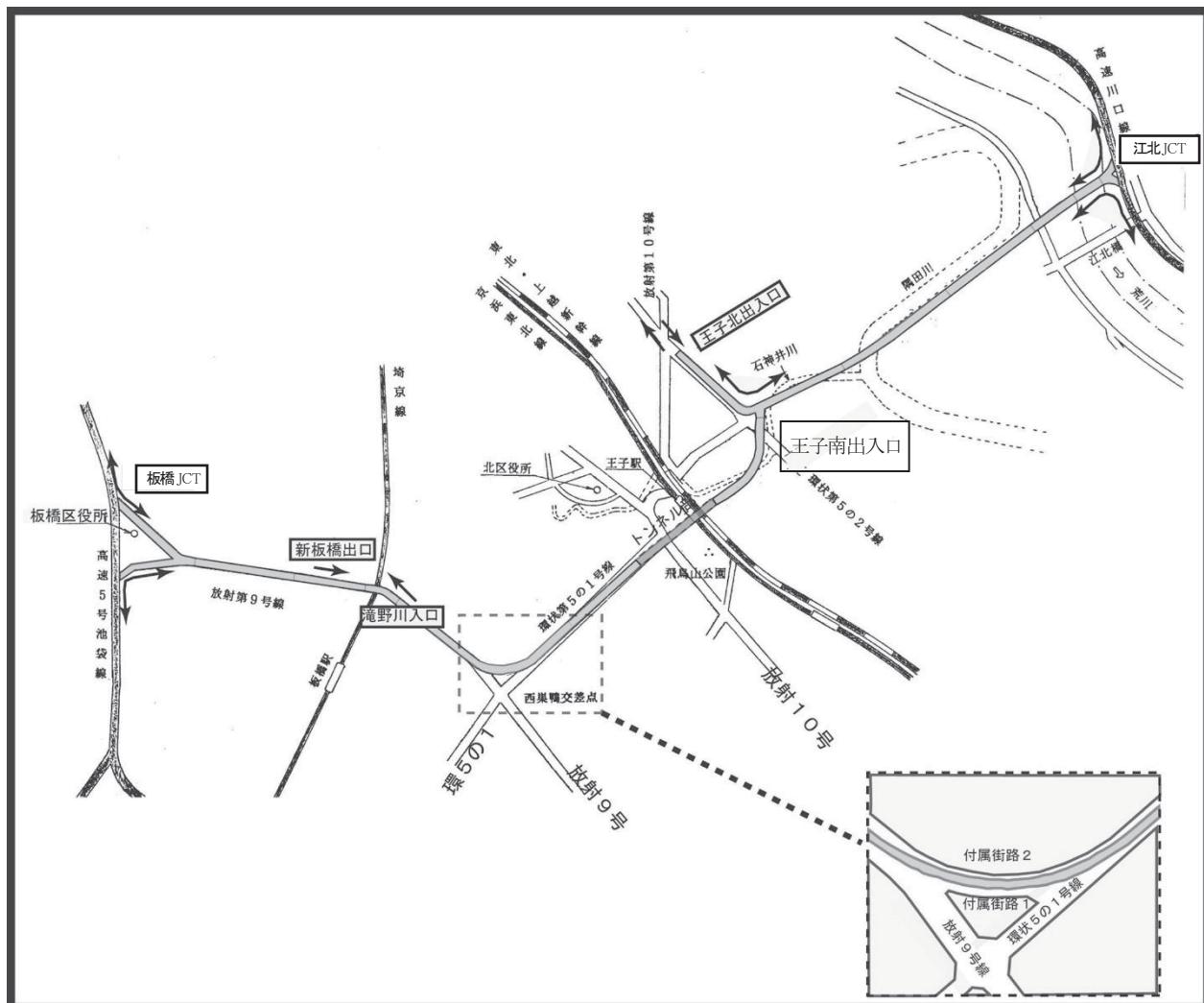
昭和 61 年 12 月 1 日	事業説明会(～18 日)
昭和 62 年 5 月～9 月	平面測量の実施
昭和 62 年 5 月 29 日	用地補償説明会
昭和 62 年 8 月 12 日	関連道路及び附属街路について建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の指定(豊島区告示第 80 号)

② 関連道路及び附属街路

関連道路として、放射 9 号線(豊島区西巣鴨三丁目～板橋区板橋四丁目)と環状 5 の 1 号線(豊島区西巣鴨四丁目～北区滝野川二丁目)があり、いずれも昭和 21 年 3 月 26 日付で当初の都市計画決定がなされています(戦災復興院告示第 3 号)。王子線本線の都市計画決定後は、その事業計画の変更に沿って関連道路も変更決定されています。

附属街路としては、首都高速道路王子線附属街路第 1 号(北区滝野川五丁目～北区滝野三丁目)があり、関連道路と同様、王子線本線の事業計画変更に沿って変更決定されています。

図表 2-2-34 首都高速道路王子線路線概要図



(3) 中央環状新宿線

中央環状新宿線は、目黒区青葉台四丁目を起点とし、板橋区熊野町を終点とする、延長 10.4km の都市高速道路です。西武池袋線以南の目黒区青葉台四丁目から豊島区南長崎一丁目までの約 8.7km については、平成 2 年 8 月 13 日付けで都市計画決定されており(東京都告示第 934 号)、西武池袋線以北の豊島区南長崎一丁目から板橋区中丸町までの約 1.7km については、平成 5 年 2 月 1 日付けで都市計画決定されています(東京都告示第 103 号)。

事業の概要と経緯は以下のとおりです。なお、高速 5 号池袋線(熊野町 JCT)～高速 4 号新宿線(西新宿 JCT)の区間については平成 19 年 12 月 22 日に開通しました。

図表 2-2-35 中央環状新宿線の事業概要等

	①西武池袋線以南 (目黒区青葉台四丁目～豊島区南長崎一丁目)	②西武池袋線以北 (豊島区南長崎一丁目～板橋区中丸町)
事業認可	平成3年3月11日 建設省告示第503号	平成6年3月18日 建設省告示第847号
延長	約8.7km	約1.7km
構造	地下式	地下式(一部掘削)、高架
車線数	往復4車線	
設計速度	60km/h	
ランプ	4か所(区内1か所「池袋南出入路」:南長崎一丁目付近外回り出路、西池袋四丁目付近内回り入路)	2か所(「池袋南第2出路」:西池袋四丁目付近、「高松入路」:板橋区南町)
事業期間	平成3年3月11日～平成26年3月31日	平成6年3月18日～平成26年3月31日
施行者	首都高速道路公团	
経緯	平成元年3月22日：都市計画案の公告・縦覧、環境影響評価書案の公示・縦覧 平成元年3月31日：都市計画案及び環境影響評価書案の地元説明会 平成2年6月15・19日：豊島区都市計画審議会諮問、答申 平成2年7月13日：東京都都市計画地方審議会諮問、答申 平成19年3月29日：事業計画変更 (延伸H19.3.31→H22.3.31) 平成20年7月15日：事業計画変更 (延伸H22.3.31→H26.3.31)	平成3年12月16日：都市計画案の公告・縦覧、環境影響評価書案の公示・縦覧 平成3年12月18日：都市計画案及び環境影響評価書案の地元説明会 平成4年10月14日：豊島区都市計画審議会諮問、答申 平成4年12月18日：東京都都市計画地方審議会諮問、答申 平成19年3月29日：事業計画変更 (延伸H19.3.31→H22.3.31) 平成20年7月15日：事業計画変更 (延伸H22.3.31→H26.3.31)

图表 2-2-36 首都高速中央環状新宿線路線概要図(豊島区南長崎～板橋区熊野町)

